

○浅口市開発事業の調整に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 21 日

規則第 132 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浅口市開発事業の調整に関する条例(平成 18 年浅口市条例第 152 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的細目)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による技術的細目は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 13 条若しくは第 31 条の規定若しくは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 33 条の規定又は岡山県県土保全条例施行規則(昭和 48 年岡山県規則第 36 号)第 4 条の規定を準用するものとする。

(開発事業の届出及び協議)

第 3 条 条例第 4 条に規定する開発事業を実施しようとする者(以下「事業者」という。)は、開発事業届出(協議)書(様式第 1 号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該事業目的を達成するための資金計画書
- (3) 開発事業施行等の同意書
- (4) 事業区域内の土地の登記事項証明書
- (5) 事業区域内の土地の地図証明書
- (6) 関係法令に基づく許可証等の写し
- (7) 別表に掲げる図書
- (8) その他市長が必要と認める図書

(開発事業の変更の届出及び協議)

第 4 条 条例第 5 条の規定により、開発事業の変更をしようとする事業者は、開発事業変更承認願(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(開発事業の承認等)

第 5 条 市長は条例第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 条の規定により協議のあった開発事業について、承認したときは、開発事業(変更)承認書(様式第 3 号)を交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する開発事業の区域が市に隣接する他の市町に及ぶときは、当該市町に対し必要な事項の照会をすることができる。

(工事着手届出)

第6条 当該事業に着手しようとする事業者はあらかじめ工事着手届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(開発事業の中止又は廃止の届出及び承認)

第7条 条例第5条の規定により、開発事業の中止、再開又は廃止をしようとする事業者は、開発事業中止(再開)承認願(様式第5号)又は開発事業廃止承認願(様式第6号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(工事完了届出)

第8条 当該事業が完了した事業者は、速やかに工事完了届出書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工事完了確認)

第9条 市長は前条の工事完了届出書の提出があつた場合は、その工事が開発行為承認の内容に適合しているかどうかについて確認検査をするものとし、開発行為承認の内容に適合している場合は、完了確認書(様式第8号)を交付するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第9条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第9号)とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成27年7月9日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

申請図書	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、事業区域、事業区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置及	1/10000	都市計画図に明示

	び名称並びに用途地域及びその他の規制区域等		
現況図	方位、事業区域の境界、事業区域内外の現地盤の高さ並びに事業区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状	1 /1000 以上	
土地利 用 計 画 図	方位、事業区域の境界、公共施設及び公益的施設の位置及び形状並びにその他構造物の位置、事業区域内外の道路の位置、形状、幅員及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)上の区分、予定建築物の位置、用途、敷地の形状及び面積、法面(崖を含む。)の位置、形状及び勾配並びに凡例	1 /1000 以上	
事 業 区 域 求 積 図	方位、事業区域の全面積及び敷地が複数となる場合、各区画ごとの求積	1 /1000 以上	
造 成 計 画 平 面 図	方位、事業区域の境界、法面(崖を含む。)の位置、形状及び勾配、擁壁等構造物の位置、形状及び延長、開発道路の位置、幅員、勾配及び延長、開発道路の中心線とその測点及び計画高、敷地の形状及び計画高、宅地の計画高並びに凡例	1 /1000 以上	切土部、盛土部を着色表示
造 成 計 画 断 面 図	測点、区域境界位置、現地盤面と計画地盤面及びそれぞれの地盤高、法面(崖を含む。)の位置、形状及び勾配並びに擁壁及び道路の位置及び形状並びにその他工作物の位置及び形状	1 /200 以上	区 域 外 の 地 形 も 含 ん だ 断面を表示
道 路 縦 横 断 面 図	〈縦断図〉測点、勾配、現地盤高、計画地盤高、単距離及び追加距離、切土高並びに曲線	1 /200 以上	

	〈横断図〉路面、路盤の詳細、雨水 枳及び取付管の形状、道路側溝の 位置及び形状、埋設管の位置、道路 横断勾配並びに幅員		
排水施設計 画平面図	方位、事業区域の境界、排水施設の 種類、材料、位置、形状、勾配、延 長、流水方向及び吐口の位置、放流 先の河川又は水路の名称、位置及 び形状、流量計算書との照合符号、 道路及び予定建築物の敷地等の計 画高並びに凡例	1 / 500 以上	放 流 先 の 図 示 に 必 要 な 範 囲 の 外 周 区 域 を 包 括 す る こ と
給 水 施 設 計 画平面図	方位、事業区域の境界、給水施設の 種類、材料、位置及び形状、取水方 法及び位置並びに消火栓の位置	1 / 500 以上	
崖の断面図	崖の高さ及び勾配、土質(土質が2 以上あるときは、それぞれの土質 及び地層の厚さ)、崖面の保護方 法、区域境界の位置並びに現地盤 面	1 / 50 以上	
擁 壁 の 断 面 図	擁壁の種類、構造及び勾配、透水層 の位置及び形状、水抜穴の材料、位 置及び形状、基礎地盤の土質、基礎 ぐいの材料、位置及び形状、擁壁を 設置する前後の地盤面、施工目地 及び伸縮目地の位置、隅切り補強 の構造及び形状、配筋図	1 / 50 以上	
道路構造図	道路の幅員構成、路面及び路盤の 材料、形状及び品質並びに側溝及 び埋設管等の位置及び形状	1 / 50 以上	
排 水 施 設 構 造図	排水施設の種類、構造及び形状、放 流先河川又は水路の名称、断面、水 位(低水位、高水位)及び吐口の高 さ、排水路縦断面図並びに配筋図	1 / 50 以上	
工 作 物 の 構	施設の名称及び記号並びに施設の	1 / 50 以上	橋梁、ボック

造図	材料、形状及び配筋図		スカルバー ト、貯水施 設、ガードレ ール、消防水 利施設、終末 処 理 施 設 等 について作成
排水の流量 計 算 書 及 び 流量計算表			
擁壁の構造 計算書			見え高が1 mを超える 場合のもの のみ
建築図			建 築 物 の 平 面 図 及 び 構 造図等